

告示第7号

令和7年度湯沢町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、令和7年度の一般廃棄物処理実施計画を定め、下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

湯沢町長 田村正幸

記

I 一般廃棄物処理（ごみ）処理計画

- 1 処理区域 湯沢町全域
- 2 計画期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 3 処理計画量

(1) 一般廃棄物（ごみ）の発生量及び処理量の見込（トン）

	可燃ごみ	空き缶等 資源ごみ	その他 不燃ごみ	有害ごみ	粗大ごみ	直接搬入 ごみ	直接 資源化	発生量及 び処理量
家庭系	2,000	300	65	5	40	可燃性140 不燃性220	17	2,787
事業系	1,250	70	15	1	30	可燃性 50 不燃性 20		1,436
計	3,250	370	80	6	70	430	17	4,233

(2) 一般廃棄物（ごみ）の処理主体

区 分		収集・運搬	処 理
家庭系	もえるごみ	町（委託） ・ 許可業者 ・ 排出者	南魚沼市 （委託）
	缶		
	びん		
	その他不燃ごみ		
	有害ごみ		
	ペットボトル		
	その他のプラスチック容器包装類		
	ダンボール		
	新聞紙・雑誌		
	粗大ごみ		
	古着・古布		
廃食用油			
不用食器			
事業系	もえるごみ	許可業者 ・ 排出者	南魚沼市 （委託）
	缶		
	びん		
	その他不燃ごみ		
	有害ごみ		
	ペットボトル		
	ダンボール		
	新聞紙・雑誌		
	粗大ごみ		

4 令和7年度の一般廃棄物（ごみ）処理についての方策

(1) 排出抑制の推進

- ① 町民は、「もったいない」の精神で「ごみを出さない」生活に努めるとともに、買い物には「マイバック」を持参してレジ袋や過剰包装をなくすなどと合わせて、ごみの分別を徹底することにより、ごみの減量を図るものとする。
- ② 事業者は、事業活動の各段階において、廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際し発生した廃棄物について、その適正な処理に努めることとする。
- ③ 町は、ごみの減量化や再資源化による「ごみを出さない」地域づくりを目指し、分別について周知や啓蒙、広報活動を行うこととする。
また、ごみの減量化を推進するため、電気式生ごみ処理機の購入に対する助成を行うものとする。
- ④ 町は、南魚沼市、魚沼市とごみ排出の抑制を図るための方法について、検討を行うものとする。

(2) 再資源化について

- ① 本町では缶、びん、ダンボール、古紙類、容器包装プラスチックなど資源ごみの分別収集など積極的にごみのリサイクルに取り組んでいる。資源化はパソコンや自動車にまでリサイクルが広がっており、今後も町民の理解と協力の下で資源物の分別収集を実施し、古紙類の集団回収の促進、容器包装プラスチックの再資源化の啓発に努める。
- ② 一般家庭から排出される廃食用油の回収を月の第3週と定め、平日午前8時30分から午後5時まで町役場庁舎、平日午前9時から午後5時まで湯沢町公民館で回収する。また、ストックヤード開場時も受け付ける。回収した廃食用油はBDF事業を実施している民間企業の協力を得て再資源化を推進するものとする。
- ③ 古着・古布及び不用食器について、ストックヤード開場時（毎週火曜日）に搬入を受け付け、専門処理業者で再利用化を図るものとする。

(3) 一般廃棄物処理（収集運搬）許可について

ごみの量は、人口が減少していること、景気の変動などにより左右されることがあるが減少傾向にある。また、今後ごみの量が増加する見込みが無いこと、許可業者が多いことなどから、新たな許可は適正と見込まれるまで出さない方針とする。

(4) 新ごみ処理施設の検討

令和3年3月の2市1町による基本合意の解消及び令和3年6月の湯沢町と南魚沼市による基本合意に基づき、新ごみ処理施設の整備・計画を進めることとする。

(5) 粗大ごみの収集

自身で処理施設に粗大ごみを搬入できない方のために、事前予約による粗大ごみの戸別収集を行う。

5 分別して収集するものとした一般廃棄物(ごみ)の種類及び分別の区分並びに収集方法

(1) 種類及び分別の区分

- ① ごみの減量化、再資源化を図るため、別に定めるごみカレンダーにより分別収集を行うものとする。
- ② 家庭系の廃棄物(南魚沼市環境衛生センターで処理のできるものに限る。)は、原則として町で収集運搬するものとし、区域は湯沢町全域(可住区域に限る。)とし、収集運搬を業者に委託して実施する。事業者の廃棄物にあつては、原則として自己搬入又は許可業者に依頼して、適正に中間処理施設に搬入するものとする。
- ③ ごみは、収集区分に分別したうえで、町の指定したごみ袋に入れてごみ集積場に出すものとする。
- ④ 指定ごみ袋には、分別されていない廃棄物や南魚沼市環境衛生センターで処理できない廃棄物を入れて出すことはできない。
- ⑤ 廃棄物を直接搬入する場合は、南魚沼市環境衛生センターに搬入し、定める所定の処理手数料を納入するものとする。

(2) 一般廃棄物(ごみ)処理計画(収集回数及び収集方法)

ごみの種類		収集運搬量 (トン)	収集回数	収集区域の範囲	収集の方法
家庭系ごみ	可燃ごみ	2,000	週3回	三国・三俣 神立・土樽 湯沢東 湯沢西(マンション)	ステーション方式
	缶等資源ごみ	300	月6回		
	その他不燃ごみ	65	月1回		
	有害ごみ	5	年3回		
	粗大ごみ	40	月2回		
	直接搬入ごみ	360	排出者が収集運搬		
	古着・古布	10	排出者が収集運搬(ストックヤード)		
	不用食器	4			
	廃食用油	3	湯沢町役場、湯沢町公民館、ストックヤードでの拠点回収		
事業系ごみ	可燃ごみ	1,250	許可業者・排出者が収集運搬		
	缶等資源ごみ	70			
	その他不燃ごみ	15			
	有害ごみ	1			
	粗大ごみ	30			
	直接搬入ごみ	70			

6 一般廃棄物(ごみ)の適正な処理及びこれを実施する者に関する事項

(1) 中間処理計画

- ① 排出された一般廃棄物(ごみ)については、南魚沼市環境衛生センターで適正な処理を行うものとする。
- ② 南魚沼市環境衛生センターで適正な処理が困難な廃棄物については、その廃棄物の排出者が処理専門業者に依頼して、適正な処理を行うものとする。
- ③ 感染性一般廃棄物(在宅医療廃棄物)で注射針等の鋭利物や血液が多量に付着しているものについては、排出者が医療機関、在宅医療施設や薬局等に依頼をして適正な処理を行うものとする。
- ④ 廃家電4品目及び廃パソコンについては、排出者が家電リサイクル法等の関係法令に従い、リサイクルができるよう適正な手続きを行うものとする。

⑤ 中間処理施設の概要

施設名称	可燃ごみ処理施設	不燃ごみ処理施設
所在地	南魚沼市島新田 764	南魚沼市上十日町 475
処理方式	酸素式熱分解直接熔融方式	粗大ごみ併用処理
公称能力	55 t / 日 × 2 基	30 t / 5h
計画処理量	20,000t/年	1,420t/年
稼働日数	200 日/年	350 日/年
1 日平均処理量	100.0t/日	4.1t/日

※計画処理量は、南魚沼市(大和地域を除く)を含む。

(2) 最終処分計画

①最終処分委託先の概要

委託先名	ジークライト(株)	(株)ウイズウェイストジャパン
施設名称	エコポート最終処分場	小野ウェイストパーク
施設所在地	山形県米沢市大字板谷 773-1~2	福島県田村郡小野町大字南田原井字大和久 169-2
埋立物	飛灰	飛灰、不燃残渣
埋立面積	121,786 m ²	63,907 m ²
埋立容量	4,270,673.5 m ³	1,101,180 m ³
残存容量	1,887,000 m ³ (令和6年11月末)	60,374 m ³ (令和7年1月末)
予定委託量	400 t / 年	751 t / 年

II 一般廃棄物（生活排水）処理計画

1 一般廃棄物（生活排水）の発生量及び処理量の見込（kℓ）

区分	発生量及び処理量
汲取りし尿	405
浄化槽汚泥	3,650

2 一般廃棄物（生活排水）の処理主体

区分	収集・運搬	処理
汲取りし尿	市（委託）	市（委託）
浄化槽汚泥	許可業者	
雑排水汚泥	許可業者	民間処理施設

3 一般廃棄物（生活排水）の収集方法

- (1) 汲取りし尿は、適正及び効率的に収集運搬が行われるよう、南魚沼市が委託する収集運搬業者に、湯沢町分として同様に委託することで実施するものとし、収集運搬する区域は湯沢町全域とする。ただし、仮設トイレの収集については、設置者が町から許可された収集運搬業者に依頼して実施するものとする。
- (2) 浄化槽汚泥については、町設置のものについては町が業者に委託して実施する。個人及び事業所で設置している浄化槽については、町から許可された収集運搬業者に設置者が依頼して実施するものとする。
- (3) 生活雑排水汚泥については、設置者が町から許可された収集運搬業者に依頼して実施するものとする。

4 一般廃棄物（生活排水）の適正な処理及び実施するものに関する事項

- (1) 一般廃棄物（生活排水）の処理については、南魚沼市環境衛生センター（し尿等受け入れ施設）で適正に処理を行うものとする。
- (2) 雑排水汚泥（グリストラップ汚泥）の処理については、民間処理業者に委託して適正に処理を行うものとする。
- (3) 中間処理施設の概要

施設種類	汲取りし尿	浄化槽汚泥
施設名称	し尿等受け入れ施設	
所在地	南魚沼市五日町 1961 番地 9	
処理方式	下水投入方式(汚泥処理工程投入)	
公称能力	71 k ℓ/日	
計画処理量	2,220 k ℓ/年	12,320 k ℓ/年
稼働日数	365 日/年	
1 日平均処理量	6.1 k ℓ/日	33.8 k ℓ/日

※計画処理量は、南魚沼市分の他、湯沢町と魚沼市受託分を含む。